

消防地第 156 号
令和 3 年 3 月 25 日

各都道府県消防主管部局長 殿

消防庁国民保護・防災部地域防災室長

消防団の所有する可搬ポンプの点検整備の推進について

平素より、消防行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響により、消防団が所有する可搬ポンプの点検整備の不備や、新年度に入団する消防団員への点検整備に係る教育、訓練の不足などが危惧されるところです。

また、近年、災害が多発化・激甚化し、大規模な火災も発生しているところですが、消防団活動の主要な資機材である可搬ポンプが、災害時に機能しない事例が過去に確認されています。

つきましては、新年度を迎えるに当たり消防団の所有する可搬ポンプの点検整備について、御留意いただきたい事項を下記のとおりまとめましたので、適正な点検整備を計画的に推進していただきますようお願いいたします。

貴職におかれては、貴都道府県内の市町村等に対しても、この旨を周知いただくとともに、適切な助言等をお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 定期的な点検整備

災害時に可搬ポンプを操作する消防団員が、定期的に点検整備を実施し、点検整備に係る知識や技術の向上に努めること。点検整備の実施に当たっては、例えば点検整備をする消防団員を指定して点検整備結果を記録する、実放水を含めた点検を実施するなど、点検整備体制を定めるとともに、資機材の不具合等を発見した際は、速やかに修繕等を行い、災害現場での資機材の使用不能を防止すること。また、使用実績等に応じた資機材業者等による点検整備体制も必要に応じて検討すること。

2 点検整備を行う消防団員に対する研修等の実施

点検整備を行う消防団員の育成並びに知識及び技術の向上のため、都道府県消防学校等において、点検整備に関する研修の実施に努めること。その際、消防庁が今年度から開催し、来年度も開催予定である「消防団員に対する救助用資機材の安全で円滑な利用に向けた技術講習」や、可搬ポンプの点検要領等も収録した「消防団員のための教育用教材（救助用資機材等取扱要領）」も活用いただきたいこと。また、市町村等の消防団担当部署や消防本部は、可搬ポンプの点検整備等が適正に実施されるよう消防団を支援いただきたいこと。

なお、上記教育用教材の動画及びテキストについては、消防庁ホームページ「防災・危機管理 e-カレッジ」(<https://www.fdma.go.jp/relocation/e-college/post-3.html>)に掲載しているので、参照いただきたいこと。

3 計画的な更新

各消防団の所有する可搬ポンプやその消耗品等の更新計画を策定し、計画的な更新に努めること。

(参考資料)

- ・「警防活動時等における安全管理マニュアル」及び「訓練時における安全管理マニュアル」の一部改正について（平成 28 年 3 月 31 日付け消防消第 63 号消防庁消防・救急課長通知）（抜粋）
- ・消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和 50 年 10 月 16 日消防庁告示第 14 号）（抜粋）別表第 10 動力消防ポンプ設備の点検の基準
- ・「糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会の検討結果について」（平成 29 年 5 月 19 日付け消防消第 117 号消防庁長官通知）

【担当】

消防庁国民保護・防災部地域防災室
葛城、伊藤、山中
電 話：03-5253-7561
メール：syobodan@ml.soumu.go.jp